

規定の改正について

以下の規定につきまして、2025 年 12 月 2 日付で改正を行います。

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第 1 条～第 26 条 （省略） 第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経ずに</u>所定の手続きを行った場合。 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条～第 29 条 （省略）	第 1 条～第 26 条 （同左） 第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合 ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経て、</u>所定の手続きを行った場合 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合 第 28 条～第 29 条 （同左）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第 1 条 （省略） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） 第 1 項～第 3 項 （省略） 4 前四項の際、お客様には住民票の写し、<u>各種健康保険の資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいま	第 1 条 （同左） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） 第 1 項～第 3 項 （同左） 4 前四項の際、お客様には住民票の写し、<u>健康保険の被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。

す。以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 (以下、「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 第 5 項～第 11 項 (省略) 第 2 条の 2～第 14 条 (省略) 第 15 条 (届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書 (施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。) により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、<u>各種健康保険の資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 第 2 項～第 4 項 (省略) 第 16 条～第 17 条 (省略)	以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 (以下「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 第 5 項～第 11 項 (同左) 第 2 条の 2～第 14 条 (同左) 第 15 条 (届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書 (施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。) により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、<u>健康保険の被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 第 2 項～第 4 項 (同左) 第 16 条～第 17 条 (同左)
--	---

以 上